

公立大学法人三条市立大学教職員給与規則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 給料（第6条—第11条）

第3章 諸手当（第12条—第26条）

第4章 補則（第27条—第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、公立大学法人三条市立大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、同規則第2条に規定する教職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 給与 給料及び諸手当をいう。

（2） 給料 公立大学法人三条市立大学教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって諸手当を除いたものをいう。

（3） 諸手当 管理職手当、役職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当、管理職特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

（給与支払の原則）

第3条 給与は、通貨で、直接教職員に、その全額を支払われなければならない。ただし、次に掲げるものは、教職員に支給する給与から控除することができる。

（1） 法令で定めるもの

（2） 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の協定に規定するもの

2 前項の規定にかかわらず、給与は、教職員の申出により、その全部又は一部を当該教職員が指定する本人名義の預金口座に支払うことができる。

3 教職員が死亡した場合は、その給与を遺族に支給する。この場合の遺族の範囲及び順位は、公立大学法人三条市立大学教職員退職手当規則第3条に定めるところによる。

（給与の支給）

第4条 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 給与は、次項及び第4項を除いて、毎月21日に支給する。

3 給与のうち、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当及び管理職特別勤務手当は、当該月分を翌月21日に支給する。

4 給与のうち、期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。

5 前3項の支給日が勤務時間等規程第4条の週休日又は同規程第6条の休日（以下「週休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い週休日等でない日に支給する。

（給与の減額）

第5条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間等規程第6条の休日である場合、勤務時間等規程第7条の代休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第2章 給料

(給料)

第6条 教職員の給料は月額とし、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれに定める給料表を適用する。

(1) 就業規則第2条第2号に規定する教員 教育職給料表(別表第1)

(2) 同規則第2条第3号に規定する職員 一般職給料表(別表第2)

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3の級別職務分類表に定めるとおりとする。

3 再雇用する職員の給料月額は、第1項第2号に定める一般職給料表の再雇用職員の区分に掲げる額とする。ただし、適用する職務の級は、理事長が別に定める。

(初任給の基準)

第7条 新たに教職員を採用した場合におけるその教職員の号給は、別に定める初任給の基準により決定する。

(昇格の基準)

第8条 教職員の昇格(教職員の職務の級をその上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)は、別に定める昇格の基準により決定する。

(昇給の基準)

第9条 教職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、別に定める基準により決定する。

3 55歳に達した教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を極めて良好又は特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて、別に定める基準により決定する。

4 前項の規定にかかわらず、年俸制の教員及び再雇用の職員は昇給しない。

5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができない。

6 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(号給の決定)

第10条 教職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(給料の支給に関する基準)

第11条 新たに教職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 教職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与の計算期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

第3章 諸手当

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の管理職手当を支給する職及び支給月額、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

職	支給月額
学部長	41,100円
学部次長	41,100円
事務局長（7級）	88,500円
事務局長（6級）	41,100円
Chief Administrative Officer（7級）	88,500円
Chief Administrative Officer（6級）	41,100円
Chief Operating Officer（7級）	88,500円
Chief Operating Officer（6級）	41,100円
次長	41,100円
課長	31,000円

- 3 管理職手当を支給する職を複数兼ねる場合は、上位の管理職手当のみを支給する。
- 4 第18条及び第19条の規定は、第2項に規定する職にある教職員には適用しない。

(役職手当)

第12条の2 役職手当は、Unitの事務を統括する職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の役職手当を支給する職はUnit Leaderとし、支給月額は15,600円とする。
- 3 役職手当を支給する職を複数兼ねる場合は、いずれか一の職に対する役職手当のみを支給する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、管理職手当を支給する職を兼ねる場合は、役職手当を支給しない。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して、支給する。

- 2 新たに前項の教職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。扶養手当を受けている教職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない
- 4 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障がい者
- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、扶養親族とはみなさない。
- (1) 教職員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の基礎となっている者
 - (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
 - (3) 重度心身障がい者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
- 6 扶養手当の月額、第4項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。
- 7 扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 8 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 9 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が教職員となった日、教職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日（理事長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日）の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 10 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた

日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員
- (2) 第17条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの
- 2 新たに前条の教職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている教職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、居住の実情を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。
- 4 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
 - (1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額
 - (2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる教職員の住居手当の月額は、前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のために交通機関又は有料の道路（以下この条において、「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において、「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のために自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- (3) 通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを

常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２ 通勤手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第１号に掲げる教職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として６月を超えない範囲内で１月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、１月）をいう。以下同じ。）につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１月当たりの運賃等相当額」という。）が１５万円を超えるときは、支給単位期間につき、１５万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１月当たりの運賃等相当額の合計額が１５万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、１５万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第２号に掲げる教職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の片道の使用距離の区分に応じて、同表の右欄に掲げる１月当たりの額

自動車等の片道の使用距離	１月当たりの額
４キロメートル未満	２,９００円
４キロメートル以上６キロメートル未満	４,０００円
６キロメートル以上８キロメートル未満	５,１００円
８キロメートル以上１０キロメートル未満	６,３００円
１０キロメートル以上１２キロメートル未満	７,５００円
１２キロメートル以上１４キロメートル未満	８,７００円
１４キロメートル以上１６キロメートル未満	９,９００円
１６キロメートル以上１８キロメートル未満	１１,０００円
１８キロメートル以上２０キロメートル未満	１２,２００円
２０キロメートル以上２２キロメートル未満	１３,４００円
２２キロメートル以上２４キロメートル未満	１４,５００円
２４キロメートル以上２６キロメートル未満	１５,７００円
２６キロメートル以上２８キロメートル未満	１６,８００円
２８キロメートル以上３０キロメートル未満	１８,０００円
３０キロメートル以上３２キロメートル未満	１９,１００円
３２キロメートル以上３４キロメートル未満	２０,２００円
３４キロメートル以上３６キロメートル未満	２１,４００円
３６キロメートル以上３８キロメートル未満	２２,５００円
３８キロメートル以上４０キロメートル未満	２３,６００円
４０キロメートル以上４２キロメートル未満	２４,８００円

42キロメートル以上44キロメートル未満	25,900円
44キロメートル以上46キロメートル未満	27,100円
46キロメートル以上48キロメートル未満	28,200円
48キロメートル以上50キロメートル未満	29,300円
50キロメートル以上52キロメートル未満	30,500円
52キロメートル以上54キロメートル未満	31,600円
54キロメートル以上56キロメートル未満	32,800円
56キロメートル以上58キロメートル未満	33,900円
58キロメートル以上60キロメートル未満	35,000円
60キロメートル以上62キロメートル未満	36,200円
62キロメートル以上64キロメートル未満	37,300円
64キロメートル以上66キロメートル未満	38,500円
66キロメートル以上68キロメートル未満	39,600円
68キロメートル以上70キロメートル未満	40,700円
70キロメートル以上72キロメートル未満	41,900円
72キロメートル以上74キロメートル未満	43,000円
74キロメートル以上76キロメートル未満	44,200円
76キロメートル以上78キロメートル未満	45,300円
78キロメートル以上80キロメートル未満	46,400円
80キロメートル以上82キロメートル未満	47,600円
82キロメートル以上84キロメートル未満	48,700円
84キロメートル以上86キロメートル未満	49,900円
86キロメートル以上88キロメートル未満	51,000円
88キロメートル以上90キロメートル未満	52,100円
90キロメートル以上92キロメートル未満	53,300円
92キロメートル以上94キロメートル未満	54,400円
94キロメートル以上96キロメートル未満	55,600円
96キロメートル以上98キロメートル未満	56,700円
98キロメートル以上100キロメートル未満	57,800円
100キロメートル以上	59,000円

- (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が15万円を超えときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務

部署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で、当該異動又は勤務部署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合には、その合計額）、第2項第2号に定める額（表の額）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合には、その合計額）の合計額が15万円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 第1項第1号及び第3号に掲げる教職員で別に定めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額及び次号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、支給単位期間につき、1月当たり15万円から次号に定める額を控除した額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

7 第1項各号に規定する教職員が出張、休暇、欠勤その他の理由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合は、その月の通勤手当は支給しない。

8 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与支給日に支給する。

9 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

10 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第15条の2 単身赴任手当は、勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い、住居を移転し、次に掲げる事情により同居していた配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった教職員（再雇用する職員を除く。）で、当該異動若しくは移転の直前の住居から当該異動若しくは移転の直後に在勤する勤務部署までの通勤距離が片道60キロメートル以上であるもの又はそれに相当する程度に通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他権衡上必要があると理事長が認めた教職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務部署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3) 配偶者が引き続き就業すること。

(4) 配偶者が教職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) 配偶者が教職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

2 単身赴任手当の月額、3万円（教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあっては、次の表の左欄に掲げる教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて、同表の右欄に掲げる1月当たりの額を加算した額）とする。

教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	1月当たりの額
100キロメートル以上300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上	70,000円

3 新たに給料表の適用を受ける教職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、

当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務部署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（手当支給の始期及び終期）

第16条 前3条の手当の支給は、教職員の届出に基づき、事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、支給要件を欠くに至った日（理事長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

2 教職員の届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされた場合の手当の支給については、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 前2条の手当の月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項の規定は、手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第17条 削除

（時間外勤務手当）

第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ勤務時間等規程第2条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において、「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務手当が支給される時間に相当する時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が1月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第19条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料及び寒冷地手当の月額合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から勤務時間等規程第6条に規定する休日の数に7.75を乗じて得た数を基準とした数の155を減じた数で除して得た額とする。

(入試手当)

第21条 入試手当は、入試業務に従事した教職員に対して、別に定める額を支給する。

(管理職特別勤務手当)

第22条 第12条第2項に規定する職にある教職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日等又は週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該教職員に管理職特別勤務手当を支給することができる。ただし、週休日等については、勤務に従事した時間が6時間を超えるものとする。

2 管理職特別勤務手当の額は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じて、週休日等に勤務した場合にあっては同表の中欄に、週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合にあっては同表の右欄にそれぞれ定める額とする。なお、午後10時から午前5時までの割増賃金の合計額が管理職手当特別勤務手当右欄の金額を超える場合は差額を別途支給する。

職	週休日等に勤務した場合	週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合
学部長	15,000円	5,000円
学部次長	15,000円	5,000円
事務局長(7級)	16,500円	5,500円
事務局長(6級)	15,000円	5,000円
Chief Administrative Officer(7級)	16,500円	5,500円
Chief Administrative Officer(6級)	15,000円	5,000円
Chief Operating Officer(7級)	16,500円	5,500円
Chief Operating Officer(6級)	15,000円	5,000円
次長	15,000円	5,000円
課長	12,000円	4,000円

3 削除

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、第4条第4項に規定する日(以下次条から第26条までにおいて、これらの日を「支給日」という。)に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額(第12条第2項に規定する職にある教職員(以下「特定管理教職員」という。)にあっては100分の106.25を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当

該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100分の100
- (2) 5 か月以上6 か月未満 100分の80
- (3) 3 か月以上5 か月未満 100分の60
- (4) 3 か月未満 100分の30

3 再雇用する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の70」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の60」とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 給料表の適用を受ける教職員で、職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮して、当該各給料表につき、別表第4に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して、同表に定める教職員の区分に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第1項の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

- (1) 無給休職者（就業規則第14条第1項第1号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。）
- (3) 停職者（就業規則第42条第3号の規定により停職にされている教職員をいう。）
- (4) 削除

7 第2項に規定する在職期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、当該期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 前項第3号に掲げる教職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 育児休業等規程第2条の規定により育児休業をしている教職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である教職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間
- (4) 育児休業等規程第13条の規定により育児短時間勤務をしている教職員として在職した期間については、短縮した期間の2分の1の期間

8 第2項に規定する在職期間は、基準日以前6月以内の期間において、三条市の職員から引き続き教職員になった者については、その者の当該職員としての引き続いた在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

（期末手当の支給制限）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一部差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第42条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第21条の規定により解雇された教職員（同条第2項第1号に該当して解雇された教職員を除く。）
- (3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたものの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
（期末手当の支給の一時差止）

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対して期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合

2 理事長は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
（勤勉手当）

第26条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、その者の勤務成績に応じて、支給

日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第5項に規定する教職員の勤務期間による割合（同項において、「期間率」という。）に第6項に規定する教職員の勤務成績による割合（同項において、「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の教職員のうち再雇用職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の教職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第23条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第26条第3項」と、「合計額に、給料の月額に」とあるのは「給料の月額に、その額に」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 期間率は、基準日以前6月以内の期間における教職員の勤務期間の区分に応じて、別表第5に定める割合とする。
- 6 成績率は、当該教職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で理事長が定めるものとする。
 - (1) 勤務成績が特に優秀な教職員 100分の116.25（特定管理教職員にあっては、100分の136.25）
 - (2) 勤務成績が優秀な教職員 100分の111.25（特定管理教職員にあっては、100分の131.25）
 - (3) 勤務成績が良好な教職員 100分の106.25（特定管理教職員にあっては、100分の126.25）
 - (4) 勤務成績がやや良好でない教職員 100分の101.25（特定管理教職員にあっては、100分の121.25）
 - (5) 勤務成績が良好でない教職員 100分の96.25（特定管理教職員にあっては、100分の116.25）
- 7 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の116.25（特定管理教職員にあっては、100分の136.25）」とあるのは「100分の62.5（特定管理教職員にあっては、100分の72.5）」と、同項第2号中「100分の111.25（特定管理教職員にあっては、100分の131.25）」とあるのは「100分の57.5（特定管理教職員にあっては、100分の67.5）」と、同項第3号中「100分の106.25（特定管理教職員にあっては、100分の126.25）」とあるのは「100分の52.5（特定管理教職員にあっては、100分の62.5）」と、同項第4号中「100分の101.25（特定管理教職員にあっては、100分の121.25）」とあるのは「100分の47.5（特定管理教職員にあっては、100分の57.5）」と、同項第5号中「100分の96.25（特定管理教職員にあっては、100分の116.25）」とあるのは「100分の42.5（特定管理教職員にあっては、100分の52.5）」とする。
- 8 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第

24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と読み替えるものとする。

9 第1項の規定により勤勉手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（前項において準用する第24条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

- (1) 休職にされている者
- (2) 第23条第6項第3号及び第4号に該当する者

10 第5項に規定する勤務期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、当該期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第23条第6項第3号に掲げる教職員として在職した期間
- (2) 育児休業等規程第2条の規定により育児休業をしている教職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間
- (4) 第5条の規定により給与を減額された期間
- (5) 負傷又は疾病（業務上の災害及び通勤中の災害による負傷又は疾病を除く。）により勤務しなかった期間から勤務時間等規程第4条に規定する週休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (6) 育児休業等規程第6条の規定による介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 育児休業等規程第13条の規定により育児・介護短時間勤務をしている教職員として1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間
- (8) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

（寒冷地手当）

第26条の2 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において三条市の区域に在勤する教職員（以下この条において「支給対象教職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

2 支給対象教職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における教職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である教職員		その他の教職員
扶養親族のある教職員	その他の世帯主である教職員	
19,800 円	11,400 円	8,200 円
備考 「扶養親族のある教職員」には、扶養親族のある教職員であって、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号の別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第15条の2の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が定めるものを含まないものとする。		

3 前項の表の「世帯主である教職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている

教職員で次に掲げるものをいう。

- (1) 扶養親族（第13条第4項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者
 - (2) 扶養親族を有しないが、居住のため、1戸を構えている者又は下宿、寮等の1部屋を専用している者
- 4 第2項の表備考の「単身赴任手当を支給されるもの（理事長が定めるものに限る。）」は、第15条の2の規定による単身赴任手当を支給される教職員であって、教職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあっては、全ての当該住居）と勤務部署との間の距離のうち最も短いもの（以下この条において「最短距離」という。）が60キロメートル以上であるものとする。
- 5 第2項の表備考の「これに準ずるものとして理事長が定めるもの」は、第15条の2の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が60キロメートル以上であるものとする。第27条第2項又は第3項の規定により給与の支給を受ける教職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項又は第3項の規定による割合を乗じて得た額とする。
- 6 支給対象教職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象教職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲で、理事長が定める額とする。
- (1) 基準日において前項に該当しない支給対象教職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項に掲げる教職員に該当する支給対象教職員となった場合
 - (2) 基準日において前項に掲げる教職員に該当する支給対象教職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項に掲げる教職員に該当しない支給対象教職員となった場合
 - (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として理事長が定める場合
- 7 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 補則

（休職者の給与）

第27条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間中は、給与の100分の100を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

3 教職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

4 教職員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。

5 就業規則第14条第1項の規定により休職を命じられた教職員には、前各項の定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(育児休業等取得者の給与)

第28条 育児休業等規程の定めるところにより育児休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- (2) 基準日にそれぞれ育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- (3) 育児休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
- (4) 教職員が育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 育児時差出勤の承認を受けた教職員の給与は、通常の勤務をしているものとみなし減額しない。

(介護休業等取得者の給与)

第29条 育児休業等規程の定めるところにより介護休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)を支給しない。
- (2) 介護休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
- (3) 教職員が介護短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、教職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年6月期における勤勉手当の成績率は、第26条第6項にかかわらず、100分の92.5(特定管理教職員にあっては、100分の112.5)とする。ただし、再雇用職員については、100分の45(特定管理教職員にあっては、100分の55)とする。

(65歳以上の教員に係る給与の特例)

3 65歳以上の教員は、第6条第2項の規定にかかわらず、65歳に達した日の属する年度の翌年度以降の給料を年俸制とし、給料年額5,011,848円とする。また、諸手当のうち、扶養手当、住居手

当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当及び寒冷地手当を支給する。管理職にあつては、管理職手当及び管理職特別勤務手当を支給することができる。

- 4 前項に規定する教員の給与は、給料年額に12分の1を乗じて得た額に該当する諸手当を加えた額を、第4条に規定する支給日に支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。
(令和3年12月期における期末手当に関する特例措置)
- 2 令和3年12月期における期末手当に関する第23条第2項及び第3項の規定の適用については、第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。
(勤勉手当の調整)
- 3 当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第6項にかかわらず、100分の92.5（特定管理教職員にあつては、100分の112.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の45（特定管理教職員にあつては、100分の55）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年11月30日から施行する。ただし、第6条第1項に掲げる改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(令和4年12月期における勤勉手当に関する特例措置)
- 2 令和4年12月期における勤勉手当の成績率は、第26条第6項にかかわらず、100分の102.5（特定管理教職員にあつては、100分の122.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の50（特定管理教職員にあつては、100分の60）とする。
(勤勉手当の調整)
- 3 令和5年度以降、当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第6項にかかわらず、100分の97.5（特定管理教職員にあつては、100分の117.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の47.5（特定管理教職員にあつては、100分の57.5）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年11月29日から施行する。ただし、第6条第1項に掲げる改正後の別表第1及び別表第2、改正後の第21条並びに改正後の附則第3項の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(令和5年12月期における勤勉手当に関する特例措置)
- 2 令和5年12月期における勤勉手当の成績率は、第26条第2項及び第6項の規定にかかわらず、100分の107.5（特定管理教職員にあつては、100分の127.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の52.5（特定管理教職員にあつては、100分の62.5）とする。

(勤勉手当の調整)

- 3 令和6年度以降、当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第6項の規定にかかわらず、100分の102.5(特定管理教職員にあっては、100分の122.5)とする。ただし、再雇用職員については、100分の50(特定管理教職員にあっては、100分の60)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年11月27日から施行する。

(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における給料表の適用に関する特例)

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、第6条第1項に掲げる改正後の別表第1及び別表第2にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2を適用する。

(給料表の号給の切替え)

- 3 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第3又は附則別表第4に掲げられているものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第3又は附則別表第4に定める号給とする。

(令和7年3月31日までの間における配偶者に係る扶養手当に関する特例措置)

- 4 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず、改正前の公立大学法人三条市立大学教職員給与規則(以下「改正前の規則」という。)第13条第2項及び第4項の規定を適用する。

(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における配偶者に係る扶養手当に関する特例措置)

- 5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず、配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とする。

(令和7年3月31日までの間における子に係る扶養手当に関する特例措置)

- 6 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第13条第4項の規定にかかわらず、改正前の規則第13条第4項の規定を適用する。

(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における子に係る扶養手当に関する特例措置)

- 7 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第13条第4項の規定の適用については、同項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」とする。

(令和7年3月31日までの間における通勤手当に関する特例措置)

- 8 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第15条の規定にかかわらず、改正前の規則第15条の規定を適用する。

(令和7年3月31日までの間における管理職特別勤務手当に関する特例措置)

- 9 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第22条の規定にかかわらず、改正前の規則第22条の規定を適用する。

(令和6年12月期における期末手当に関する特例措置)

- 10 令和6年12月期における期末手当に関する第23条第2項及び第3項の規定の適用については、第23条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とし、同条第3項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

(令和6年12月期における勤勉手当に関する特例措置)

- 11 令和6年12月期における勤勉手当の成績率は、第26条第2項及び第6項の規定にかかわらず、100分の107.5（特定管理教職員にあつては、100分の127.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の52.5（特定管理教職員にあつては、100分の62.5）とする。

(勤勉手当の調整)

- 12 令和7年度以降、当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第2項及び第6項の規定にかかわらず、100分の105（特定管理教職員にあつては、100分の125）とする。ただし、再雇用職員については、100分の51.25（特定管理教職員にあつては、100分の61.25）とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年6月25日から施行する。ただし、改正後の第15条の2及び第16条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年11月26日から施行する。ただし、第6条第1項に掲げる改正後の別表第1及び別表第2、改正後の第15条の2の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年12月期における期末手当に関する特例措置)

- 1 令和7年12月期における期末手当に関する第23条第2項及び第3項の規定の適用については、第23条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」とし、同条第3項中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の53.75」とする。

(令和7年12月期における勤勉手当に関する特例措置)

- 2 令和7年12月期における勤勉手当の成績率は、第26条第2項及び第6項の規定にかかわらず、100分の107.5（特定管理教職員にあつては、100分の127.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の53.75（特定管理教職員にあつては、100分の63.75）とする。

(勤勉手当の調整)

- 3 令和8年度以降、当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第2項及び第6項の規定にかかわらず、100分の106.25（特定管理教職員にあつては、100分の126.25）とする。ただし、再雇用職員については、100分の52.5（特定管理教職員にあつては、100分の62.5）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(特任教員に係る給与の特例)

- 2 常勤の特任教員は、第6条第2項の規定にかかわらず給料を年俸制とし、給料年額3,007,104

円とする。また、諸手当のうち、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当及び寒冷地手当を支給する。

- 3 前項に規定する教員の給与は、給料年額に12分の1を乗じて得た額に該当する諸手当を加えた額を、第4条に規定する支給日に支給する。

附 則

この規則は令和8年7月1日から施行する。ただし、65歳以上の教員に係る給与の特例については令和8年4月1日から適用する。

別表第 1（第 6 条関係）

教育職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900
9	250,500	290,000	366,500	417,300	542,500
10	252,300	291,900	368,500	418,300	547,700
11	254,100	293,700	370,500	419,400	552,300
12	255,900	295,600	372,400	420,500	556,600
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600
18	265,200	308,000	381,600	426,700	
19	266,500	310,700	382,800	427,800	
20	267,900	313,300	384,100	428,900	
21	269,200	315,900	385,400	429,900	
22	270,500	318,300	386,600	431,000	
23	271,900	320,700	387,800	432,100	
24	273,200	322,900	388,900	433,200	
25	274,700	325,100	390,000	434,100	
26	276,300	327,100	391,300	435,200	
27	277,900	329,100	392,600	436,200	
28	279,500	331,100	393,900	437,200	
29	281,000	333,100	395,100	438,100	
30	282,700	335,000	396,400	439,200	
31	284,400	336,900	397,700	440,200	

32	286, 200	338, 800	398, 900	441, 300	
33	288, 000	340, 600	400, 100	442, 300	
34	289, 200	342, 500	401, 300	443, 500	
35	290, 400	344, 400	402, 500	444, 600	
36	291, 500	346, 300	403, 600	445, 800	
37	292, 500	348, 000	404, 600	446, 500	
38	293, 500	349, 200	405, 800	447, 400	
39	294, 500	350, 300	406, 900	448, 300	
40	295, 500	351, 300	407, 900	449, 100	
41	296, 400	351, 800	409, 000	449, 900	
42	297, 500	352, 200	410, 200	450, 800	
43	298, 600	352, 600	411, 300	451, 600	
44	299, 500	352, 900	412, 400	452, 300	
45	300, 400	353, 400	413, 300	453, 000	
46	301, 400	353, 900	414, 300	453, 900	
47	302, 300	354, 400	415, 300	454, 800	
48	303, 200	354, 700	416, 200	455, 700	
49	304, 100	355, 000	417, 400	456, 600	
50	304, 500	355, 300	418, 700	457, 500	
51	304, 900	355, 600	420, 100	458, 500	
52	305, 300	355, 900	421, 400	459, 400	
53	305, 700	356, 300	422, 200	460, 400	
54	306, 100	356, 600	423, 200	461, 400	
55	306, 400	357, 000	424, 200	462, 300	
56	306, 700	357, 300	425, 300	463, 300	
57	307, 100	357, 600	426, 200	464, 200	
58	307, 500	358, 000	426, 900	465, 100	
59	308, 000	358, 300	427, 700	466, 000	
60	308, 300	358, 700	428, 400	467, 000	
61	308, 600	359, 000	429, 100	467, 800	
62	308, 900	359, 300	429, 900	468, 200	
63	309, 200	359, 700	430, 700	468, 800	
64	309, 600	360, 000	431, 300	469, 400	
65	310, 000	360, 300	431, 900	470, 100	
66	310, 300	360, 700	432, 400	470, 800	
67	310, 700	361, 000	432, 800	471, 100	
68	311, 000	361, 400	433, 200	471, 700	

69	311,400	361,800	433,500	472,100	
70	311,700	362,100	433,800	472,500	
71	312,100	362,500	434,100	472,800	
72	312,500	362,900	434,500	473,100	
73	312,800	363,200	434,800	473,400	
74	313,100	363,600	435,100	473,700	
75	313,500	364,000	435,500	474,000	
76	313,800	364,400	435,900	474,300	
77	314,100	364,700	436,200	474,600	
78	314,400	365,100	436,500	475,000	
79	314,800	365,500	436,900	475,300	
80	315,100	366,000	437,200	475,600	
81	315,400	366,500	437,500	475,900	
82	315,700	367,100	437,900	476,300	
83	316,000	367,800	438,200	476,600	
84	316,400	368,400	438,500	476,900	
85	316,700	369,000	438,800	477,200	
86	317,100	369,600	439,100		
87	317,500	370,200	439,300		
88	317,900	370,800	439,600		
89	318,200	371,300	439,900		
90	318,500	371,700	440,200		
91	318,800	372,000	440,400		
92	319,200	372,400	440,700		
93	319,600	372,800	441,000		
94	320,000	373,200	441,300		
95	320,400	373,600	441,600		
96	320,800	374,000	441,900		
97	321,200	374,600	442,200		
98	321,700	375,100	442,500		
99	322,200	375,500	442,800		
100	322,800	376,000	443,100		
101	323,100	376,400	443,400		
102	323,400	376,900	443,700		
103	323,600	377,200	444,000		
104	323,900	377,500	444,300		
105	324,200	378,000	444,500		

106	324,500	378,400			
107	324,800	378,900			
108	325,000	379,400			
109	325,300	379,800			
110	325,600	380,300			
111	325,900	380,700			
112	326,300	381,100			
113	326,600	381,500			
114	326,900	381,900			
115	327,200	382,300			
116	327,500	382,700			
117	327,700	383,100			
118	328,000	383,500			
119	328,400	383,900			
120	328,800	384,300			
121	329,000	384,600			
122	329,300	385,000			
123	329,600	385,400			
124	330,000	385,700			
125	330,200	386,100			
126	330,400	386,600			
127	330,700	387,100			
128	331,000	387,500			
129	331,200	387,900			
130	331,500	388,400			
131	331,900	388,900			
132	332,100	389,400			
133	332,300	389,900			
134	332,600	390,400			
135	332,900	390,900			
136	333,100	391,400			
137	333,300	391,900			
138	333,500	392,400			
139	333,700	392,900			
140	334,000	393,400			
141	334,400	393,900			
142	334,700				

143	335,000				
144	335,300				
145	335,700				
146	336,000				
147	336,200				
148	336,500				
149	336,800				
150	337,100				
151	337,400				
152	337,600				
153	337,900				
154	338,200				
155	338,500				
156	338,800				
157	339,000				

別表第2（第6条関係）

一般職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800

32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	

69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				

106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
再雇用 職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	

備考（別表第1及び別表第2共通）

この表の適用を受ける教職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第 3（第 6 条関係）

級別職務分類表

ア 教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務内容
1 級	助手の職務
2 級	助教の職務
3 級	講師の職務
4 級	准教授の職務
5 級	教授の職務

イ 一般職給料表級別職務分類表

職務の級	職務内容
1 級	主事の職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3 級	主任の職務
4 級	Unit Leader 及び主査の職務
5 級	課長の職務
6 級	事務局長、Chief Administrative Officer、Chief Operating Officer 又は次長の職務
7 級	事務局長、Chief Administrative Officer 又は Chief Operating Officer の職務

別表第 4（第 23 条関係）

給料表	教職員	加算割合
教育職給料表	職務の級 5 級の教職員	100 分の 15
	職務の級 4 級の教職員及び 3 級の教職員	100 分の 10
	職務の級 2 級の教職員	100 分の 5
一般職給料表	職務の級 7 級及び 6 級の教職員	100 分の 15
	職務の級 5 級の教職員	100 分の 10
	職務の級 4 級及び 3 級の教職員	100 分の 5

別表第 5（第26条関係）

勤務期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	零